

(仮称)品川区立児童相談所の開設時期について

1 当初開設時期の考え方

(仮称)品川区立児童相談所は、平成28年の改正児童福祉法附則第3条の規定を根拠として、令和4年4月の開設を目指して準備を行ってきたところ。

2 見直しの理由

区では、児童相談所の開設について、ハード・ソフト面の両面で準備を進めてきたが、この間、児童福祉法や児童福祉法施行令が改正され、児童福祉司の配置標準の引上げをはじめとする児童相談所の体制強化が図られることとなった。

そのため、以下の理由により、児童相談所の開設時期を見直すこととした。

- ① 区に児童相談所の建設に関して必ずしも十分なノウハウが蓄積していなかったこともあり、建物の設計を進めていく過程で、区としては、可能な限りの知見を集めて、丁寧に設計すべきと考えたこと。
- ② 平成28年度の児童福祉法改正時点と比較すると、必要とされる職員数が大幅に増加するなど児童相談所の人材に関する状況が大きく変化しており、児童相談所の開設およびその後の運営のための人材確保・育成に万全を期す必要があること。

3 見直し後の開設時期

令和6年度中

4 今後の主な予定

- ・令和2年 6月 品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会
- ・令和2年 9月 一般競争入札公示
- ・令和2年11月 令和2年第4回定例会 契約議案提出
- ・令和2年12月 建設工事説明会
- ・令和3年 2月 建設工事着手
- ・令和4年12月 建物引渡し
- ・令和5年 4月 建物供用及び建物を活用した開設準備開始
- ・令和6年度 児童相談所開設